



2022年2月10日

各 位

会 社 名 ビーピー・カストロール株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 小石 孝之
(コード番号 5015 東証第一部)
問い合わせ先 取締役人事総務部長 達川 英子
T E L 03-5719-7830

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月24日開催予定の当社第45回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) : 2022年3月24日(木曜日)
定款変更の効力発生日(予定) : 2022年3月24日(木曜日)

以上

(別紙)

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="316 347 608 380">第3章 株 主 総 会</p> <p data-bbox="150 392 754 461"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="150 472 766 721">第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="411 741 512 775"><新設></p> <p data-bbox="395 1095 531 1128">附 則</p> <p data-bbox="411 1182 512 1216"><新設></p>	<p data-bbox="970 347 1262 380">第3章 株 主 総 会</p> <p data-bbox="1062 392 1169 425"><削除></p> <p data-bbox="820 741 1034 775"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="804 786 1418 889">第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="871 900 1430 1077">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="1043 1095 1182 1128">附 則</p> <p data-bbox="820 1182 1230 1216"><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="804 1227 1430 1473">1. 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="804 1485 1430 1590">2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="804 1601 1430 1706">3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>